

事業承継時の非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度のご案内

特例承継計画は

2027年9月30日

提出期限です！

株式の
贈与税・相続税を
すべて猶予に！



特例承継計画とは？

事業承継税制（特例措置）を受けるためのエントリーシートのようなものです。後継者の氏名や事業承継の時期、承継後5年間の事業計画などを記載します。

事業承継税制（特例措置）とは？

中小企業の経営者が後継者に事業を引き継ぐ際、株式等の承継による贈与税・相続税の納税猶予が受けられ、後継者の負担軽減を図ることができる制度を「事業承継税制」といいます。

このうち、2027年(令和9年)9月30日までに「特例承継計画」を東京都に提出し、2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行・相続が開始した場合に、特例措置を利用することができます。

東京都における手続きの流れ



特例措置を利用する主な3つのメリット

メリット
01



対象株式数の上限を撤廃

一般措置では対象が「発行済み株式の2/3まで」に限られていましたが、特例措置では全ての株式が対象に。従来は80%までだった相続税の納税猶予も特別措置では全額(100%)猶予に。負担を大幅に軽減できます。

メリット
02



複数の後継者への承継が可能に

一般措置では後継者1人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では代表者である最大3人の後継者への贈与・相続が対象に。より柔軟な事業承継が可能になります。

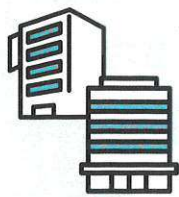
メリット
03



雇用維持要件に救済措置

一般措置では5年間(事業継続期間)での平均8割以上の雇用維持が必要でしたが、特例措置では要件達成できなくても認定取消とならず、実績報告書の提出により継続可能になります。

事業承継税制(特例措置)を受けるための主な要件



対象会社

- ✓ 中小企業者であること
- ✓ 上場会社・風俗営業会社でないこと
- ✓ 資産保有型・資産運用型会社でないこと
- ✓ 常時使用従業員が1人以上であること
- ✓ 総収入金額が0を超えていること



先代経営者

- ✓ 代表者であつたいずれかの時及び贈与・相続開始の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している(後継者を除く)こと
- ✓ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと



後継者

- ✓ 贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること
- ✓ 特例承継計画に記載された後継者であること

贈与 贈与の直前において役員であり、贈与時に18歳以上の代表者であること等

相続 相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること等

特例承継計画の提出書類

郵送・電子
で受付



様式第21 確認申請書(特例承継計画) 1部、写し1部

作成に当たって、認定経営革新等支援機関による指導・助言を受ける必要があります。



履歴事項全部証明書

申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日の前3ヶ月以内に取得したもの)を添付してください。
※先代経営者の代表権について記載がない場合は、閉鎖事項全部証明書も添付してください。



郵送申請



返信用レターパックを同封し下記の郵送先にお送りください

東京都から確認書を交付する際に使用します。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル5階
株式会社ネオキャリア BPO事業部内 東京都事業承継税制一次審査事務局



電子申請

オンライン電子申請システム「LoGoフォーム」は東京都の手続きをオンラインで申請することができるサービスです。

↓ 申請はこちらから

<https://logoform.jp/form/tmgform/1461583>

LoGoフォーム

申請フォーム →



提出期限: 2027年(令和9年)9月30日(消印有効)

お問い合わせ

株式会社ネオキャリア BPO事業部内 東京都事業承継税制一次審査事務局

電話番号

03-6734-0826

受付時間

平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00

(年末年始及び土日祝日を除く)

※東京都に本店登記がある中小企業のお問い合わせ窓口です。

※贈与税及び相続税の税額、株式の評価額の算定方法などについては、管轄の税務署にお問い合わせください。



東京都事業承継税制特設サイト

検索

<https://jigyo-shokei-zeisei.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都